

平成28年9月23日  
環境部廃棄物対策課  
内線：4242  
外線：076-225-1471

平成28年度 石川県エコ・リサイクル製品認定申請の受付開始について

## 1 趣 旨

石川県における地域完結型リサイクル社会の構築を目指すため、石川県エコ・リサイクル製品認定制度を設け、エコ・リサイクル製品の利用拡大とエコ・リサイクル産業の育成を図ることを目的とします。

## 2 対 象

石川県内で発生する再生資源（廃棄物等）を利用し、県内で製造加工され、販売されているリサイクル製品等であって、かつ素材原料と比較して製造過程での環境負荷の低減等環境に優しいもの

## 3 申請受付期間

平成28年9月23日（金）～平成28年11月30日（水）

## 4 提出先

石川県環境部廃棄物対策課循環型社会推進グループ  
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 県庁7階  
TEL 076-225-1471

## 5 その他

申請書及び申請チェックリストは、石川県ホームページ廃棄物対策課（<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/haitai/>）からダウンロードすることができます。

なお、不明な点は、廃棄物対策課循環型社会推進グループまで問い合わせ願います。

## 6 参 考

### (1) 現在の認定製品数

44企業91製品（平成28年4月現在）

### (2) 認定までの流れ

学識経験者等で構成する認定審査委員会において審査のうえ、平成29年3月をめどに認定します。

## 石川県エコ・リサイクル製品利用推進要綱（抜粋）

（認定要件）

第5条 第3条第1項の認定の対象となる製品は、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合しているものとする。

- (1) 原則として県内で発生する再生資源を使用し、県内で製造加工されるリサイクル製品であること。
- (2) 生活環境の保全に関する措置が講じられ、かつ、知事が認める環境マネジメントシステムを取得している事業場において製造加工される製品であること。
- (3) 製品の特徴、運搬、製造（施工）、再生利用又は廃棄の各過程において、環境負荷の低減に十分配慮されている製品であること。
- (4) 別表に定める石川県エコ・リサイクル製品認定基準（以下「認定基準」という。）に適合していること。
- (5) 申請時において県内で販売されている製品又は申請の日から6ヶ月以内に県内で販売されることが確実な製品であること。ただし、次条第1項に規定する有効期間の更新を受けようとする製品は、申請時において現に認定されている有効期間（次条において「更新前の有効期間」という。）のうち、申請時までの期間中に販売した実績がある製品であること。

別表（第5条関係）

### 石川県エコ・リサイクル製品認定基準

区分	認定基準等
安全性への配慮	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の規定に基づく特別管理一般廃棄物*及び特別管理産業廃棄物*を原材料としていないこと。</li> <li>2 土壌汚染の未然防止のため、土壌に溶出する可能性のあるものについては、次の基準等に適合していること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 環境基本法(平成5年法律第91号)の規定に基づく土壌の汚染に係る環境基準</li> <li>(2) 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)の規定に基づく指定基準（土壌含有量基準）</li> <li>(3) ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)の規定に基づく土壌の汚染に係る環境基準</li> </ol> </li> <li>3 その他当該製品について適用される、関係法令等を遵守していること。</li> <li>4 その他知事が必要と認めるもの。</li> </ol>
規格等への適合	<p>次のいずれかの規格等に適合していること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 J I S規格</li> <li>2 エコマーク商品認定基準</li> <li>3 石川県土木工事共通仕様書等、公的な機関が定めた規格等</li> <li>4 (一社)インターロックブロック舗装技術協会等の各種団体が定めた基準等</li> <li>5 その他知事が適当と認めるもの</li> </ol>
再生資源の使用割合	<p>次のいずれかの使用割合を満たしていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 石川県グリーン購入調達方針に定める判断基準</li> <li>2 エコマーク商品認定基準</li> <li>3 その他知事が認める割合</li> </ol>

※ 特別管理産業廃棄物

- ・廃油（産業廃棄物である揮発油類、灯油類、軽油類）
- ・廃酸（pHが2.0以下の廃酸）
- ・廃アルカリ（pHが12.5以上の廃アルカリ）
- ・感染性産業廃棄物、廃PCB等、廃水銀等及び廃石綿
- ・有害な燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、ばいじん及び廃油等

※ 特別管理一般廃棄物

- ・PCBを使用した廃エアコン、テレビ、電子レンジなどの部品
- ・廃水銀
- ・有害なばいじん、燃え殻及び汚泥
- ・血液の付着したガーゼなどの感染性病原体を含む一般廃棄物